

# 安楽だより

志布志市立安楽小学校



第321号

発行責任者：校長 横峯 健

発行年月日：令和5年2月24日

## 伝統文化から学ぶ

校長 横峯 健

朝はまだ冷え込むこともありますが、三寒四温の言葉通り、温かい日と寒い日を繰り返しながら、春がどんどん近づいてきています。校門横にある緋寒桜は鮮やかに咲き誇り、メジロやヒヨドリ、スズメなどがやってきています。目白(メジロ)押し状態で、大変にぎやかになっています。



2月11日(土)から安楽春祭りが3年ぶりに開催され、11日(土)は山宮神社、12日(日)は安楽(やすら)神社で正月踊りが奉納されました。約9名の小・中学生も踊りを披露してくれました。この日のために、昨年10月くらいから安楽正月踊り保存会の方の指導により練習を重ねていました。また、昨年までコロナ感染拡大防止のため中止された年も、披露できる日のために練習を重ねていました。当日は大人に混じり30分以上踊り続ける子供の姿と所作に、私自身、大変感動しました。

ご存じの方も多いと思いますが、安楽山宮神社の春祭りは、その年の豊年を祈願する祈年祭で、極めて古い起源をもつものといわれています。昭和37年(1932年)に「山宮神社春祭りに伴う芸能(カギヒキ、正月踊)」として、県指定文化財になっています。また、「お田植」といって、稲に似せた竹串を境内に植える行事や、浜下りがあります。安楽神社では、境内を田に見たてて水鍬で耕す「田打」、牛面を被ってモカを引く「牛使い」、種粃をまく「種まき」があります。また拝殿の中では、モロムギの枝をもった神職によって舞われる「田植舞」があります。境内では青壮年たちが、田を打つカギで「カギヒキ」をします。いずれの祭りでも、黒頭巾で覆面し、紋付羽織にモモヒキ姿で踊る「正月踊り」が行われます。正月踊りは、出端(では)・お市後家女(おいちごけじょ)など9つの踊りからなり、古くは南九州の近郷近在から踊りを奉納にきていたものでしたが、明治以降地元の青年によって受け継がれています。(鹿児島県HPより)

このような伝統文化は、その時々地域の住民が、暮らしを通じて地域の環境を認知・理解、評価し、様々な働きかけを行いながら築き上げ、世代を超えて継承されてきた世界観や規範です。時代とともに、それらの機会にふれることが少なくなってきましたが、地域の伝統文化を見たり実際に体験したりすることが、地域を深く理解し郷土を愛する心を育むことにつながるのではないのでしょうか。私たちの住む「安楽」を学び、「安楽」を愛する子供たちに育てていきたいものです。

## 3月の行事予定

31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水
						春休み	修了式・離任式	第76回卒業式	卒業式準備	春分の日	全校朝会			特別校時B	特別校時B	特別校時B				土曜授業日			PTA生活指導部見守り		心のアンケート	PTA奉仕作業		お別れ遠足 6年生を送る会	授業参観・学級PTA	

### 鹿兒島定着度調査結果について

鹿兒島県内の5年生を対象に学習定着の調査が実施されました。本校の5年生の状況は、県平均を4教科とも下回り、市とは理科が下回っている状況でした。3学期の残りの学習で今回課題が明らかになった思考力・表現力のついて取り組んでいきたいと思ひます。

	国語	算数	理科	社会
本校	66.7	62.3	63.6	70.2
志布志市	66.2	60.3	65.9	70.8
鹿兒島 県	70.9	67.4	71.7	77.5

### こども家庭庁が設立されます

令和5年4月1日に新しく「こども家庭庁」が設立されます。これまで各省庁にこどもに関係する仕事に分かれていましたが、今回、「子ども家庭庁」という組織をつくり、こども政策全体に取り組んでいきます。特に昨今、子供に関して「虐待」や「ヤングケアラー」「いじめ問題」「少子化」等、社会変化に伴い様々な課題が出て来ていますので、このような課題に対し中心的な役割を担っていきます。ここでそれぞれの文科省の定義について確認したいと思います。

#### ○ いじめについて

「該当するこどもが心理的・物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているもの。」となっています。一度だけでも、加害側が一人でも、ふざけていただけとか遊びだったといっても被害児童が「嫌だ・苦痛を感じた」なら「いじめ」になります。

#### ○ 虐待

「身体的虐待」「性的虐待」「ネグレクト」「心理的虐待」の4項目に分かれています。ネグレクトとは育児放棄のことで、保護者として食事を与えない、衣類の洗濯をしない、子供を置き去りにする等の行為を行った際に該当します。

#### ○ ヤングケアラー

法的な定義はまだありませんが、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。最近、文科省の調査が行われたり、相談体制や支援に向けた取組を行ったりしています。

